

## 役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は定款第26条の定めにより、本財団の理事及び監事(以下 役員という)に対する報酬等に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
(1) 常勤とは、本財団に週3日以上勤務する者をいう。  
(2) 非常勤とは、常勤以外の者をいう。

(給与)

第3条 常勤役員の報酬等は、本給及び期末手当とする。また、非常勤役員は無報酬とする。

(支給額)

第4条 常勤理事の報酬等の年度の総額50百万円の範囲内で、理事の年間報酬等の額は、一人当たり金額16百万円を上限とし、次項で定めた額とする。常勤監事の報酬等は年度の総額20百万円の範囲内で、次項で定めた額とする。  
2 常勤理事の本給の支給額は理事会の決議において定めた額とし、常勤監事の本給の支給額は評議員会で定めた額とする。

(期末手当)

第5条 常勤理事の期末手当の支給額は理事会において定める額とし、常勤監事の期末手当の支給額は、評議員会において定める額とする。  
2 期末手当は7月1日及び12月1日(その日が休日の場合は、その日前において 最も近い休日でない日、以下支給日という。)に支給する。

(費用)

第6条 常勤役員には通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は別に定める職員貸金規程に準ずる。  
2 役員の出張には、要する費用(宿泊費を含む)を出張旅費として支払い、その計算は別に定める出張旅費規程に準ずる。

(退職手当)

第7条 役員には、退職手当は支給しない。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会の決議により別に定める。

(規程の変更)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。